

**令和3・4年度建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務についての
競争入札参加資格審査申請における留意事項（県内業者・定期申請）**

令和3・4年度（令和3年6月1日から令和5年5月31日まで）における石川県発注の建設工事及び測量等業務についての競争入札参加資格審査を希望する、石川県内に主たる営業所を持つ事業者は、以下にご留意のうえ、申請してください。

申請方法

- ① インターネットにより、「入札参加資格申請システム」から、電子申請を行ってください。

※ 石川県 CALS/EC ホームページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>) へアクセスし、「入札参加資格 新規・変更申請」をクリックしてください。（申請要領及び操作マニュアルも掲載しています。）

- ② 申請データ送信後、必要書類を郵送等により提出してください。

申請受付期間内に①及び②の両方がなされない限り、申請が完了したものとは認められません。

また、申請データ及び必要書類に不備があるときは、再度の送信及び提出が必要となります。

申請受付期間

建設工事業者・委託業務業者共通

令和3年2月1日（月）～ 令和3年2月26日（金）17時

※ 申請データ送信及び必要書類送付（**必着**）の両方を受付締切日時までに行うこと。

必要書類の提出先（期限内必着）

区 分	主たる営業所の管轄	書類提出先
建設工事	南加賀土木総合事務所	〒923-0811 石川県小松市白江町リ61-1 南加賀土木総合事務所庶務課事業係 宛
	石川土木総合事務所	〒920-2113 石川県白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所庶務課事業係 宛
	県央土木総合事務所	〒920-8214 石川県金沢市直江南2-1 県央土木総合事務所庶務課事業係 宛
	中能登土木総合事務所	〒926-8586 石川県七尾市本府中町ソ27-9 中能登土木総合事務所庶務課事業係 宛
	奥能登土木総合事務所	〒928-0001 石川県輪島市河井町22-1-1 奥能登土木総合事務所庶務課事業係 宛
委託業務	—	〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 石川県土木部監理課入札・契約グループ 宛

※ 建設工事と委託業務の両方を申請する場合は、建設業の主たる営業所を管轄する土木事務所あてにまとめてご提出ください。

※ 申請件数が多く、窓口が混雑しますので、郵送によりご提出ください。また郵送の場合は、封筒の表面に「令和3・4年度競争入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。

審査基準日

令和2年9月30日以前の直近決算日(令和元年10月1日～令和2年9月30日)を審査基準日とします。申請における自己資本金額、営業年数、職員数等は審査基準日時点のものとしてください。

※ ただし、令和2年10月1日以降に創業したなどの場合は、設立日等を審査基準日とします。ご不明な点等は、石川県土木部監理課入札・契約グループ(連絡先後掲)までお問い合わせください。

審査結果

審査終了後、令和3年5月末までに各業者の方へ結果通知書を発送します。

入札参加資格の有効期間

当該資格の決定の日の翌日から、次の定期審査に基づく入札参加資格の決定の日まで

新型コロナウイルス感染症の影響等により提出が困難な書類

別紙のとおりとします。

その他の留意事項

(1) 申請完了後の内容変更について

申請完了後、審査結果が通知されるまでの期間に申請内容に変更が生じた場合は、入札参加資格申請システムからの変更処理はできませんので、資格内容変更届(代表者印押印のこと)及び必要書類を郵送等により提出してください。

(2) 入札参加資格審査内容の公表について

入札参加資格者については、資格決定後に、審査内容の一部をインターネット(「入札情報システム」)及び県庁等での閲覧によって公表することを予定していますので、これに承諾のうえ、申請されるようお願いします。

(3) 入札参加資格の取消しについて

申請データ及び必要書類における重大な事項について、故意に虚偽の入力及び記載をした場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。

お問い合わせ先

(1) システム全般(操作方法・設定・動作トラブル等)に関すること

電子調達コールセンター(平日9時～18時)

TEL: 0570-011311 (つながりにくい場合は、時間をおいて再度おかけください。)

(2) 申請手続に関すること

石川県土木部監理課入札・契約グループ(平日8時30分～17時45分)

TEL: 076-225-1712

**令和3・4年度建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務についての
競争入札参加資格審査申請における留意事項（県内業者・定期申請）
【別紙】**

令和3・4年度建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務についての競争入札参加資格審査申請にあたっては、所定の必要書類を提出していただいておりますが、一部書類が新型コロナウイルス感染症の影響等により申請期間内の提出が困難な場合の取扱いについては、下記のとおりといたします。

なお、所定の必要書類については、「競争入札参加資格審査申請の手引き」をご参照願います。

- 国税納税証明書（その3 未納税額のない証明用）
- 県税納税証明書（第2号の3様式）

・ 所轄の税務署、県税事務所が発行する納税の猶予許可通知書を提出してください。

■ 経審結果通知書

（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）の写し

※ 決算時期の関係で受審時期が1月以降となり、申請期間内に提出が困難な場合等

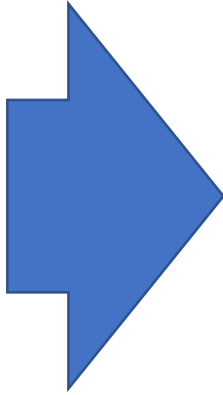
・ 経審結果通知書を受領後、速やかに提出してください。

※ 提出が遅れた場合、競争入札参加資格者名簿への登録が遅れる場合があります。

＜令和3年度入札参加資格の格付けに係る主観的事項の変更点について＞

【～R2】

評価項目		評点
技術力		
1. 工事成績		▲25～100
2. 優良工事表彰		知事20 部長10 (最大40)
3. ISO9001		10
4. 契約後VE提案		15
社会性		
5. ISO14001 エコアクション21 いしかわ事業者版環境ISO	いずれか 選択	10 10 5
6. 災害協定		5～15
7. 次世代育成雇用環境整備		10
8. 障害者雇用		10
9. ファンド		15
10. 社会的取組み		5～10
(1) いしかわ我がまちアドプト制度		(5)
(2) 消防団協力事業所		(5)
(3) いしかわ男女共同参画推進宣言企業		(5)
(4) エコドライブ推進事業所		(5)
(5) いしかわ版里山づくりISO制度		(5)
(6) 企業の森づくり推進事業		(5)
(7) 金沢保護観察所協力雇用主		(5)
(8) 女性技術者雇用		(5)
(9) 国土交通大臣表彰(建設統計調査)		(5)
(10) 企業年金制度		(5)
11. 指名停止		▲50～▲10
12. 監督処分		▲50～▲10
		最大235点



【R3～】

評価項目		評点
技術力		
1. 工事成績		▲25～100
2. 優良工事表彰		知事20 部長10 (最大40)
3. ISO9001		5
4. 契約後VE提案		15
社会性		
5. ISO14001 エコアクション21 いしかわ事業者版環境ISO	いずれか 選択	5
6. 災害協定		5～15
7. 次世代育成雇用環境整備		10
8. 障害者雇用		10
9. ファンド		10
10. 社会的取組み		5～25
(1) いしかわ我がまちアドプト制度		(5)
(2) 消防団協力事業所		(5)
(3) いしかわ男女共同参画推進宣言企業		(5)
(4) エコドライブ推進事業所		(5)
(5) いしかわ版里山づくりISO制度		(5)
(6) 企業の森づくり推進事業		(5)
(7) 金沢保護観察所協力雇用主		(5)
(8) 女性技術者雇用		(5)
【削除】		
(9) 企業年金制度		(5)
(新) 建設キャリアアップシステム導入		(5)
(新) 休日の確保(4週8休)		(5)
(新) いしかわ健康経営宣言企業		(5)
11. 指名停止		▲50～▲10
12. 監督処分		▲50～▲10
		最大235点

(見直しの概要)

① 新規評価項目の追加

- ・ 「社会的取組み」に下記3項目を新たに追加
建設キャリアアップシステム導入
休日の確保
いしかわ健康経営宣言企業

② 評価項目の削除及び評点の見直し

- ・ ISO9001、ISO14001は既に経審において評価項目となっているため、削除に向けた段階的な措置として、今年度は評点を一律5点に変更
- ・ ファンドについてはインセンティブとして一定の役割を終えたと判断し、評点を15点→10点に変更
- ・ 社会的取組みの国土交通大臣表彰(建設統計調査)については申請者数が極めて少ないため削除

③ 「社会的取組み」の点数上限拡大

- ・ 従来の「最大2項目10点」の上限を拡大し、「最大5項目25点」とする

該当するものを選択。評点の合計が25点を超える場合は、25点を限度とする

令和３年度入札参加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について（県内建設業者対象）

本県では、毎年度、県内建設業者を対象に、主観的事項の審査による点数（主観点数）を加えて、請負業者有資格者名簿の格付けを行っておりますので、主観点数の加点を希望される場合は以下のとおり資料をご提出ください。

１ 主観的事項審査の申請項目

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
1	令和３年１月３１日現在において、ISO9001の認証を取得している者	５点	・登録証の写し及び認証範囲の確認できる書類の写し (日本語で記載されていない場合は日本語訳を添付)	(公財) 日本適合性認定協会の認定を受けた各審査登録機関
2	令和３年１月３１日現在において、ISO14001の認証を取得している者	５点		
3	令和３年１月３１日現在において、エコアクション２１の認証・登録を受けている者	５点	・認証・登録証の写し	エコアクション２１ 地域事務局 (金沢商工会議所) TEL : 076-263-1157
4	令和３年１月３１日現在において、いしかわ事業者版環境ISOの登録を受けている者	５点	・登録証の写し	石川県生活環境部 温暖化・里山対策室 TEL : 076-225-1462
※ 「２ ISO14001」「３ エコアクション２１」「４ いしかわ事業者版環境ISO」については、 <u>いずれかひとつについてのみ</u> 加点を受けられます。				

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
5	令和3年1月31日までに、「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届出した者	10点	・一般事業主行動計画策定・変更届（労働局の受付印があるもの）の写し （計画期間に令和3年1月31日を含むもの又は計画期間の始期が令和3年2月1日以降であるもの）	石川労働局 雇用環境・均等室 TEL:076-265-4429
6	令和2年度において「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者（以下のいずれか） (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がある者で、障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合（障害者雇用率）が、同法に定める率（法定雇用率）以上である者 (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がない者で、令和3年1月31日現在において、障害者を1人以上雇用している者	10点	(1) 障害者雇用義務がある者 ・所管するハローワークに提出している障害者雇用状況報告書の写し ※ 障害者雇用率が法定雇用率未満の場合は対象外です。 (2) 障害者雇用義務がない者 ・障害者雇用状況申告書（別紙様式その1）	(1) 最寄りのハローワークにお問い合わせください。 (2) 石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先														
7	平成27年度から平成29年度までにいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の下記アからキに該当する支援メニューについて採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者 <table><tr><td>ア</td><td>中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援</td></tr><tr><td>イ</td><td>中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）</td></tr><tr><td>ウ</td><td>中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）</td></tr><tr><td>エ</td><td>新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業</td></tr><tr><td>オ</td><td>農林水産物の一次加工施設等整備支援事業</td></tr><tr><td>カ</td><td>農業参入によるビジネスモデル構築支援事業</td></tr><tr><td>キ</td><td>新商品開発・健康サービス創出支援事業</td></tr></table> ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。 ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業	ア	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援	イ	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）	ウ	中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）	エ	新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業	オ	農林水産物の一次加工施設等整備支援事業	カ	農業参入によるビジネスモデル構築支援事業	キ	新商品開発・健康サービス創出支援事業	10点	・以下①～③をすべて提出 ①いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し ②いしかわ産業化資源活用推進ファンド採択事業の実施状況（別紙様式その2） ③採択事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等）	石川県商工労働部 産業政策課 TEL:076-225-1512
ア	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援																	
イ	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）																	
ウ	中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）																	
エ	新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業																	
オ	農林水産物の一次加工施設等整備支援事業																	
カ	農業参入によるビジネスモデル構築支援事業																	
キ	新商品開発・健康サービス創出支援事業																	
※ 「7 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。 （例として、平成29年度に採択された場合の加点期間は、平成30年度～令和4年度の5年間となります。） また、「8 いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド事業等の採択」と重複して加点を受けることはできません。																		

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先				
8	平成30年度から令和2年度において下記(1)～(3)いずれかの採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者 (1) いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド事業の下記アからエに該当する支援メニューについて採択を受けた者 <table border="1"><tr><td>ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td></tr><tr><td>イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td></tr><tr><td>ウ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td></tr><tr><td>エ 複数の企業、異業種・産学官連携等による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td></tr></table> (2) いしかわ農業参入支援ファンド事業の採択を受けた者 (3) いしかわ里山振興ファンド事業の「里山里海の地域資源を活用した生業の創出」について採択を受けた者 ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。 ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業	ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	ウ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	エ 複数の企業、異業種・産学官連携等による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	10点	(1) 平成30～令和2年度に採択を受けた者・以下①～③をすべて提出 ①各ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し ②いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド採択事業等の実施状況（別紙様式その3） ③採択事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等） (2) 令和3年度に採択を受けた者・令和3年度中に各ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し ※（2）については、採択を受けた日から2週間以内に審査資料を提出してください。	石川県商工労働部 産業政策課 TEL:076-225-1512
	ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援							
	イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援							
ウ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援								
エ 複数の企業、異業種・産学官連携等による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援								
石川県農林水産部 農業政策課 TEL:076-225-1613								
石川県農林水産部 里山振興室 TEL:076-225-1631								

※ 「8 いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド事業等の採択」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。
(例として、令和元年度に採択された場合の加点期間は、令和2年度～令和5年度の5年間となります。)
また、「7 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択」と重複して加点を受けることはできません。

区分	対象項目		評点	確認書類	制度に関する問合せ先
9	右のアからシに該当する者に、該当する項目数に応じて加算する。	ア 令和3年1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、 <u>活動団体として活動を行っている者</u> (サポーターとして支援のみの場合は対象外)	1項目 5点	・認定書の写し（活動団体認定書）	石川県土木部道路整備課 TEL:076-225-1726
					石川県土木部河川課 TEL:076-225-1736
					石川県土木部港湾課 TEL:076-225-1746
		イ 令和3年1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者	2項目 10点	・認定証又は表示証の写し	各市町の消防担当部署にお問い合わせください。
		ウ 令和3年1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業の認定を受けている者			
		エ 令和3年1月31日現在において、エコドライブ推進事業所の認定を受けている者	3項目 15点	・認定書の写し	石川県県民文化スポーツ部 男女共同参画課 TEL:076-225-1378
		オ 令和3年1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISOの認証を受けている者		・認定書の写し	
		カ 令和3年1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者	4項目 20点	・協定書の写し	石川県農林水産部森林管理課 TEL:076-225-1641
		キ 令和3年1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者		・保護観察所発行の証明書【原本】	
		ク 令和3年1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者	5項目 25点	・女性技術者の雇用に係る申告書【原本】 (別紙様式その5)	石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712
		ケ 令和3年1月31日現在において、企業年金制度を導入している者		・企業年金制度を導入していることが確認できる書類の写し（企業年金基金が発行する加入証明書等）	
		コ 令和3年1月31日現在において、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者		・事業者登録ID発行通知の写し	

区分	対象項目		評点	確認書類	制度に関する問合せ先
		サ 令和3年1月31日現在において、就業規則に4週8休（または年間休日120日以上）の休日制度を明記し、労働基準監督署に届け出ている者		・労働基準監督署の受付印がある就業規則の写し（受付印が押された部分、休日について記載された部分） ・就業規則中に具体的な日を定めていない場合は、休日の日数が確認できる書類（申請日を含んだ年間カレンダー等）	石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712
		シ 令和3年1月31日現在において、いしかわ健康経営宣言企業の認定を受けている者		・認証書の写し	石川県健康福祉部健康推進課 TEL:076-225-1584
※ 同一内容の取組みにより複数に該当する場合は1項目として数えます。（例：「森づくり活動」が才と力の両方に該当する場合等） また、認定書の写し等で商号・名称が確認できない場合は、社会的取組に関する活動参加報告書（別紙様式その4）【原本】を併せて提出してください。					

2 申請によらず加点等を行う項目について

主観的事項審査の対象項目のうち、以下の項目については県が有する情報に基づき加点等を行うので、申請は不要です。

対象項目	評点					
工事成績（3年平均又は5年平均） ※ 工事成績評定の平均点数は、石川県土木部監理課技術管理室から通知されます。	工事成績	65点未満	65点～75点未満	75点	…	90点以上
	主観点数	－25点	0点	25点	…	100点
優良工事表彰（令和2年度）	知事表彰20点、部長表彰10点					
契約後VE提案（令和2年度）	15点					
災害時等における応急対策工事の協力者等（令和3年3月31日現在） ※ 石川県と建設業協会等との間で締結している協定の協力者に対し加点します。	石川県建設業協会又は石川県森林土木協会 10点 各地区建設業協会又はプレハブ建築協会 5点 最大 15点					
指名停止（令和2年度）	指名停止期間に応じて －10点～－50点					
営業停止（令和2年度）	営業停止期間に応じて －10点～－50点					

3 審査資料の提出について

（1）受付期間 令和3年2月1日（月）～2月26日（金）【必着】

※ 更新手続等により、提出期限までに確認書類が間に合わない場合などは、その旨ご連絡ください。

（2）提出方法 受付期間中に、建設業許可を所管する最寄りの土木総合事務所に提出して下さい。

※ 申請件数が多く、書類をご持参いただくと窓口が混雑し、他のお客様への対応に支障をきたしますので、郵送によりご提出くださるようお願いいたします。

（3）提出書類 ① 主観的事項審査資料 2部（1部は申請者用控です。）

② 各項目に応じた確認書類 1部

③ 返信用封筒（切手貼付すること。）

4 問い合わせ先

石川県土木部監理課入札・契約グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1-1（県庁行政庁舎15階） TEL 076-225-1712

<一般競争入札における提出書類（申請書、技術資料等）の簡素化について>

R2.12.22 作成

項 目			提 出 物	現行	改正後		備 考
				入札参加を希望する全者	入札参加を希望する全者	落札候補者のみ (証明書類)	
入 札 確 認 資 料	① 入札参加資格確認申請書						
	入札参加資格確認申請書		制限付一般競争入札実施要領【様式第1号】	○	○	×	代表者印不要（様式改正あり）
	特定JV入札参加資格審査申請書（JV工事のみ）		制限付一般競争入札実施要領【別記様式第1号】	○	○	×	代表者印不要
	特定JVの結成に係る事項（JV工事のみ）		特定JV協定書（正本）	○	×	○	
	② 入札参加資格の証明書類						
	総合点数		直近の経審結果通知書の写し	○	×	○	
	対象工事種別に係る経営事項審査 の年間平均完成工事高						
	配置予定技術者に係る事項		資格が確認できるもの (合格証、監理技術者証など)	○	×	○	
			雇用が確認できるもの (健康保険証など)	○	×	○	
	工事実績に係る事項		施工実績を確認できるもの (コリンズカルテなど)	○	×	○	
入札参加者間の資本又は人的関係		業態調書	○	○	×	代表者印不要	
総 合 評 価 方 式	① 技術資料の提出について（表紙）		技術資料作成要領【指定様式】	○	○	×	代表者印不要
	② 技術提案	I型：課題に対する技術提案	技術資料作成要領【様式－1】	○	○	×	
		II型：簡易な提案					
	③ 技術資料	企業の技術力等	技術資料作成要領【様式－2】	○	○	×	
		配置予定技術者の技術力	技術資料作成要領【様式－3】	○	○	×	
	④ 技術資料に係る証明書類						
	企業の技術力	同種工事の実績	施工実績を確認できるもの (コリンズカルテなど)	○	×	○	
		工事成績	工事成績評定の写しなど	○	×	○	
		優良工事	表彰状の写しなど	○	×	○	
		ISO認証等	登録証の写しなど	○	×	○	
	配置予定技術者の 技術力	同種工事の実績	施工実績を確認できるもの (コリンズカルテなど)	○	×	○	
		技術者の資格	資格が確認できるもの (合格証、監理技術者証など)	○	×	○	
		C P D（継続学習）	各認証団体の証明書の写しなど	○	×	○	
	地域貢献度	災害活動	災害協定書の写し	○	×	○	
	地域精通度	建設業法に基づく営業所の所在地	経審結果通知書の写し、 許可申請書の写しなど	○	×	○	
不正行為	談合等に関する指名停止	—	—	—	—		